売買契約書

売主サンプル太郎と買主サンプル花子は、次の目的物の売買について、次のとおり契約する。

車名	サンプル自動車 サンプルワゴン
数量	1台
車台番号・登録番号	車台番号 ABC1-2345678／品川500あ1234
代金	金壱百弐拾万円（¥1,200,000）
支払方法	一括払い（令和8年11月30日まで）
引渡し	令和8年11月30日　売主の自宅

1. 売主（以下「甲」という。）は、前記の目的物（以下「本物件」という。）を買主（以下「乙」という。）に売り渡し、乙はこれを買い受ける。
2. 乙は、代金を令和8年11月30日までに、甲の指定する次の口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。（サンプル銀行　見本支店　普通　1234567　カ）サンプルショウジ）
3. 甲は、令和8年11月30日に、前記の場所で本物件を乙に引き渡す。
4. 本物件の所有権は、引渡しの時に甲から乙に移転する。
5. 本物件の引渡し前に、甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって本物件が滅失し、又は損傷したときは、その損失は甲の負担とする。
6. 本物件が種類、品質又は数量について契約の内容に適合しないときは、乙は、引渡しの日から3か月以内に甲に通知した場合に限り、修補、代替物の引渡し、代金の減額、損害賠償又は解除を求めることができる。ただし、甲がその不適合を知りながら告げなかったときは、この限りでない。
7. 甲は、引渡しの時に、名義変更（移転登録など）に必要な書類を乙に渡す。乙は、引渡しの日から15日以内に自己の費用で名義変更の手続をし、終わったら甲に知らせる。名義変更が済むまでに生じた自動車税等の負担は、甲と乙が協議して決める。
8. 甲又は乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもその期間内に是正しないときは、相手方はこの契約を解除することができる。
9. この契約に定めのない事項は、甲と乙が誠意をもって協議して決める。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年11月13日

甲（売主）

住所　東京都千代田区サンプル町1-2-3

氏名　サンプル太郎　　印

乙（買主）

住所　東京都千代田区見本町4-5-6

氏名　サンプル花子　　印